

# 都道府県の条例で定める路線を運行する乗合バス車両の取得に係る非課税措置の延長 (自動車税)

生活交通路線の運行を維持・確保するため、都道府県の条例で定める路線の運行の用に供する乗合バス車両の取得に係る非課税措置を2年間延長する。

## 施策の背景

- 少子高齢化に伴う人口減少等により、バス事業の輸送人員や営業収入が低迷する中で、バス事業者の経営は極めて厳しい状況に置かれている。このため、乗合バス事業の用に供される車両の平均使用年数は長期化傾向にある。
- しかし、老朽化した車両の運用は安全性や環境性能の観点から好ましくないことに加え、故障による運休のリスクやメンテナンスコストの増加、乗客の利便性の低下につながる。
- そこで、地域住民の生活交通路線を維持するとともに、高齢者や障害者を含めて誰でも利用しやすく、環境にやさしい公共交通を実現するためには、バス事業者による車両導入時の負担を軽減し、老朽化した乗合バス車両の早期更新を促進する必要がある。

- 地域公共交通の確保・維持・改善を担う都道府県と協力し、乗合バス車両の更新を後押しすることで、生活交通路線の維持・利便性の向上を目指す。

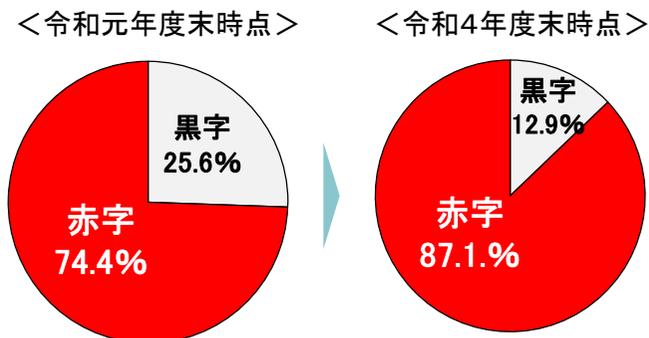
## 要望の結果

### 現行の特例措置

- 【自動車税】都道府県の条例で定める生活交通路線の運行の用に供する乗合バス車両の取得について、その自動車税(環境性能割)を非課税とする。

### 結果

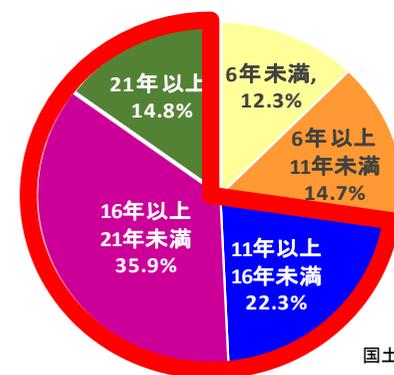
- 現行の特例措置を2年間(令和7年4月1日～令和9年3月31日)延長する。



国土交通省調べ

### 乗合バス事業者の収支状況

コロナ前でも**7割強**、現在(令和4年度末時点)では**9割弱**の乗合バス事業者が**赤字**事業者。



国土交通省調べ

### 乗合バス車両の車齢の分布

乗合バス車両の車齢の分布をみると、**7割強**が**11年を超える**車両となっている。

## 47都道府県中、40道府県が条例を制定

都道府県	対象 路線数	都道府県	対象 路線数	都道府県	対象 路線数	都道府県	対象 路線数
北海道	189	東京都	－	滋賀県	518※	香川県	18
青森県	36	神奈川県	－	京都府	20	愛媛県	27
岩手県	35	新潟県	－	大阪府	－	高知県	18
宮城県	16	富山県	24	兵庫県	19	福岡県	10
秋田県	20	石川県	7	奈良県	0	佐賀県	44
山形県	22	福井県	21	和歌山県	23	長崎県	40
福島県	39	山梨県	23	鳥取県	24	熊本県	35
茨城県	－	長野県	29	島根県	23	大分県	12
栃木県	－	岐阜県	24	岡山県	78	宮崎県	22
群馬県	80	静岡県	59	広島県	52	鹿児島県	113
埼玉県	58	愛知県	27	山口県	44	沖縄県	40
千葉県	－	三重県	44	徳島県	26	全国計	1441

※滋賀県については系統数のため、全国計には含めていない

令和6年4月現在(地方運輸局等調べ)